

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（令和３年度補正第１回公募 災害対策分）  
に係る補助事業者募集要領（第１次募集）

令和４年２月１５日  
経済産業省  
産業保安グループ  
鉱山・火薬類監理官付

経済産業省では、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（令和３年度補正第１回公募 災害対策分）を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いいたします。

**補助金を応募する際の注意点**

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。  
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。  
[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費に

については、補助金の交付対象とはなりません。

- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：[http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

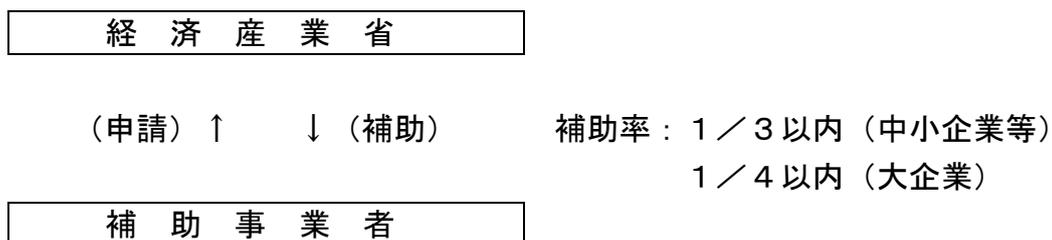
なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

## 【1. 事業概要】

### 1-1. 事業目的

休廃止鉱山（石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く。）において停電や道路不通などの事態が発生した際においても坑廃水処理施設の機能が維持されるように、非常用発電機やそれに必要な燃料タンク、貯水槽等を導入することにより坑廃水処理施設の機能維持の向上を図ることを目的としています。

### 1-2. 事業スキーム



### 1-3. 事業内容

金属鉱山等は、採掘活動終了後もカドミウム、鉛、ヒ素等の重金属を含む排水（坑廃水）が流出する場合があります。民間団体が所有する鉱害防止施設において、水処理を継続的に行っています。

台風等の自然災害によって鉱害防止施設の機能が停止し、排水が河川等に流出すれば、人の健康、農作物、漁業被害等の深刻な問題（鉱害）を引き起こすこととなります。

このため、停電や道路不通などの事態が発生した際も非常用発電機やそれに必要な燃料タンク、貯水槽等を導入することにより坑廃水処理施設の機能維持の向上に取り組んでいただきます。

#### （1）非常用発電機の導入

停電が発生した場合でも、坑廃水処理を継続的に行うための電源供給を目的とした非常用発電機を導入及びそれに必要となる燃料タンクを設置する事業

#### （2）貯水槽の設置

停電や道路不通による薬剤供給の途絶により坑廃水処理が行えなくなった場合においても、坑廃水を貯水することにより継続的な坑廃水処理施設の機能を維持することに資する貯水槽を設置する事業

#### （3）その他

上記以外の取組により坑廃水処理施設の機能維持の向上につながる事業

なお、事業目的に鑑み、補助事業で導入した設備については、非常用発電機に必要な燃料を常時充てんしておき、停電発生時に稼働できる状態にしておく等、停電や道路不通などの事態が発生した際における使われ方が分かる資料を作成して頂きます。

#### （4）電子申請への対応

上記（1）～（3）の事業実施に当たり、補助金申請システム「Jグランツ」を使

用し、電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等の業務を行うものとする。ただし、当該申請システムが利用できない場合は、電子メールによる申請を可能とする。

#### 1-4. 事業実施期間

交付決定日～令和5年3月15日

※ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合、本予算の繰越手続により、認められた範囲で事業実施期間の延長を行うことができます。

#### 1-5. 応募資格

##### (1) 基本的事項

応募資格：次の要件を満たす「(2) 補助対象者」に該当する者とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

##### (2) 補助対象者

次に掲げる鉱山において、金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和48年法律第26号)における採掘権者又は租鉱権者(鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第39条第2項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。)であって、坑廃水処理施設の機能維持の向上を行う者。

- ①鉱業権の消滅している鉱山。
- ②鉱業権は存続しているが、採掘活動を終了した後、長期間が経過し、かつ、今後採掘活動が再開される見込みのない鉱山。

## 【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数：補助金の総額に達した際の件数とします。

### 2-2. 補助率・補助額

(1) 補助率 中小企業者等(※1)(みなし大企業(※2)を除く)：

補助対象経費の1/3以内

大企業(※3)：補助対象経費の1/4以内

※1 中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主及び会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人

中小企業基本法第2条に準じた中小企業者の定義

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金	常時使用する従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

※2 次のいずれかに該当する中小企業者

- ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ⑥公募開始時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

※3 中小企業者等以外の法人

(2) 補助額 下限額：100万円

最終的な実施内容、交付決定額は、経済産業省と調整した上で決定することとします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い(概算払)を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、

支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

### 3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

#### 【実施体制資料の記載例】

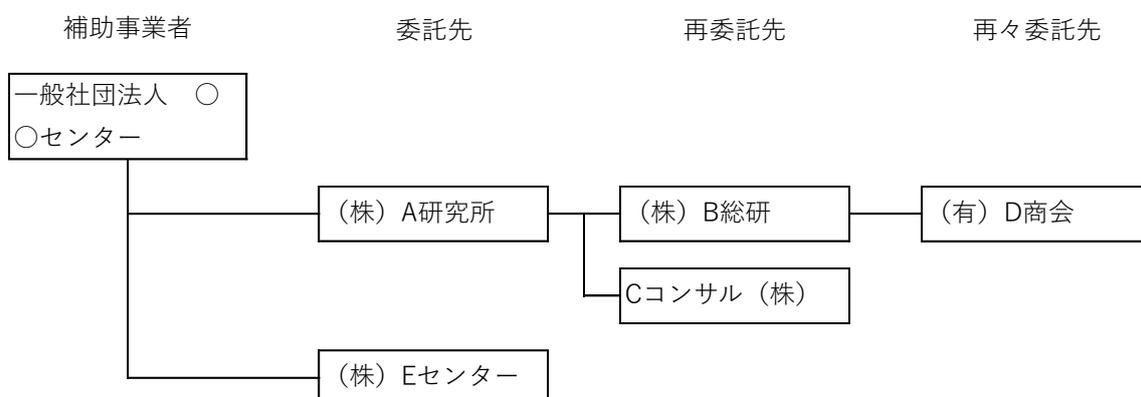
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

#### 実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
(株) B総研	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有) D商会	再々委託先（(株) B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
(株) Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

## 実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



### 【4. 応募手続き】

#### 4-1. 募集期間

募集開始日：令和4年2月15日（火）

締切日       ：令和4年3月14日（月）

※本公募において公募予算に達しなかった場合、本公募終了後に追加公募を行う場合があります。

#### 4-2. 説明会の開催

説明会は実施しない。質問がある場合は、令和4年3月7日（月）までにメールで行うこと。質問がない場合でも寄せられた質問及び回答を共有いたしますので【10. 連絡先】に連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を登録してください。

#### 4-3. 応募書類

- ① 補助金申請システム「Jグランツ」で応募を受け付けます。Jグランツでは、本申請を受け付けるとともに、Jグランツで行われた申請等に対しては原則として、Jグランツで通知等を行います。Jグランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。なお、やむを得ずGビズIDが取得できない場合は、電子メールで申請してください。※Jグランツでの提出方法等の詳細はJグランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

○電子メールの場合には、以下の応募書類を「[kouzan-kayaku@meti.go.jp](mailto:kouzan-kayaku@meti.go.jp)」宛に送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補助事業申請書」としてください。（容量が10MBを超過する場合は分割して提出してください）

- ・申請書（様式1）※「J Grants」による応募では不要
  - ・提案書（様式2）
  - ・団体概要書（様式3）
  - ・3者見積の留意事項に係るチェック項目（様式4）
  - ・直近1年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（特記事項がある場合には別途記載してください）（写し可）
  - ・会社概要、役員名簿、従業員数、資本の額又は出資の総額がわかる資料（写し可）
  - ・1-5.(2)に該当することがわかる資料（写し可）
  - ・中小企業者として申請する場合、中小企業基本法に定める中小企業者であることがわかる資料（2-2.(1)※2に該当していないことがわかる資料を含む）（写し可）
  - ・3者分の見積書（写し）
  - ・鉱山の概要及び坑廃水処理の概要がわかる資料
  - ・現在の坑廃水処理施設の対応可能日数（※）及びその根拠となる資料（例えば水量データ、非常用発電機の仕様書等）
  - ・申請者と導入した設備を使用する者が異なる場合、申請者と使用者の関係がわかる資料
  - ・非常用発電機を設置する場合：非常用発電機の仕様書、自家発電設備出力計算書
  - ・貯水槽を設置する場合：図面（有効水量の説明含む）
  - ・その他、事業内容がわかる参考資料等があれば添付してください。
- ※停電や道路不通などの事態が発生した際も継続的に坑廃水処理を行うことが可能な日数。または、未処理の坑廃水を貯水することができる日数。水量は直近1年の年間平均値とします。

② 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることが

あります。

⑤ 申請書類に関する注意事項

- (a) 申請書類に不備のある場合は、受付ができない場合がありますのでご注意ください。
- (b) 申請書類の用紙の大きさは原則 A4 としてください。
- (c) 上記以外にも審査に当たり、書類等の提出を求める場合があります。
- (d) 採択決定に係る審査は、提出された申請書類による書面審査及びヒアリング等によって行います。申請書類（添付資料を含む全ての書類）は、事業内容等について、可能な限り具体的に記載してください。特に事業の内容、事業計画や期待される効果の見込み値・根拠等については、適宜、具体的数字や図表等を用いて、わかりやすく説明してください。
- (e) 添付書類、参考資料等について、手書きで差し支えありませんので、ページの右上に「添付資料〇-〇関連」と記載してください。
- (f) 提出する申請書類には、書類ごとに、手書きで差し支えありませんので、必ず通しのページ番号を書類下部中央に付けてください。

4-4. 応募書類の提出先

応募書類は J グランツ、電子メールにより以下に提出してください。

＜J グランツの場合＞

J グランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

＜電子メールの場合＞

「kouzan-kayaku@meti.go.jp」宛

メールの件名(題名)を必ず「休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補助事業申請書」としてください。

※ J グランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者(登記法人ではない実行委員会、組合など)は、システム利用に必要な G ビズ I D の取得ができません。応募書類は電子メールにより提出してください。

※ 郵送、持参及び F A X による提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。

【5. 審査・採択】

5-1. 審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

## 5-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 「1. 事業概要」の「1-5. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が本事業の目的及び「1-3. 事業内容」に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
  - ・ 期間内に事業が完了する見込みがあるか。
- ④ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
  - ・ 経営状態が堅実であるか。
  - ・ 資力又は資金の調達能力があるか。
  - ・ 資金の調達方法が明確か。
- ⑤ 事業規模及び継続性
  - ・ 申請者の財務状況の観点から事業規模が適当であり、提案された事業期間内における事業の継続性が認められるか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
  - ・ 事業の実施体制が十分具体的かつ現実的であるか。
  - ・ 通常の税務や経理等の事務処理能力を有しているか。
- ⑦ 必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
  - ・ 必要となる経費が過不足なく考慮されているか。
  - ・ 3者見積・競争入札に基づく妥当な価格によるものであって、適正に執行されるものか。3者見積等が行われていない場合は、それは妥当な理由であるか。
- ⑧ 対応可能日数の増加につながるか。
- ⑨ コストパフォーマンスが優れているか（補助金額／対応可能日数の増加分）
- ⑩ 対応可能日数は増加しないが、坑廃水処理施設の改修により不測の事態の回避につながるか。

## 5-3. 採択方法

採択は「非常用発電機の導入等により対応可能日数が増加する事業」を「対応可能日数は増加しないが坑廃水処理施設の改修により不測の事態の回避につながる事業」より優先し、各事業内での順位付けは以下のとおりとします。

- (1) 非常用発電機の導入等により対応可能日数が増加する事業
  - ・ 現状の対応可能日数の少ない鉱山
  - ・ コストパフォーマンス（補助金額／対応可能日数の増加分）の高い鉱山それぞれに順位付けを行い、その順位を足した値が小さい鉱山から採択する。  
なお、合算した値が同じであった場合は現状の対応可能日数の少ない鉱山を優先する。
- (2) 対応可能日数は増加しないが坑廃水処理施設の改修により不測の事態の回避につな

がる事業

現状の対応可能日数の少ない鉱山から採択をする。

#### 5-4. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

### 【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

### 【7. 補助対象経費の計上】

#### 7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
設計費	補助事業の実施に必要な設備等の設計に要する費用
設備費	補助事業の実施に必要な設備等の購入（中古品でないこと）、製造に要する費用 （ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。）
工事費	補助事業の実施に必要な工事（据付、設備撤去等を含む。）に要する費用

#### 7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費（ただし、本事業を進める上で最低限必要なものとして経済産業省が認めた場合を除く。）
- ・非常用発電機で使用する燃料
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

### 7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

### 7-4. 補助対象経費の留意点

- ・金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。ただし、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができる。
- ・自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。
- ・補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を含めないこと。（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く。）

## 【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

#### 【9. その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。
- ②補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ③補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- ④補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

#### 【10. 連絡先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付  
担当：堀江、根本  
電話：03-3501-1870  
E-mail：kouzan-kayaku@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。  
なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補助事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上